

定 款

一般社団法人旭川方面交通安全協会

一般社団法人旭川方面交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人旭川方面交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、北海道旭川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、交通安全教育活動と街頭啓発活動等により運転者等の交通マナーの向上と死亡交通事故を始めとする交通事故の防止に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係機関・団体と連携し交通道德の普及宣伝と交通安全活動を推進する
- (2) 交通安全に関する調査及び研究を行う
- (3) 交通事故の被害者支援活動のほか、交通事故相談を行う
- (4) 優良運転者及び交通安全功労者等の表彰を行う
- (5) 交通安全事業に関する管内の各地区交通安全協会への支援活動の実施
- (6) 法令等の規定に基づく委託又は指定を受けて行う事業
- (7) 証明写真撮影等自動車運転者及び施設利用者の利便を図るために必要な事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を行う

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 北海道警察旭川方面管内に所在する各地区交通安全協会連合会の会長、単位交通安全協会の会長及びその他第3条の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 自動車運転免許証を有する者で、この法人の目

的に賛同して入会した者

- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛助して入会した個人又は団体
 - (4) 名誉会員 この法人に対して特に功労があった者で理事会において推薦されて入会した
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 準会員は、自動車運転免許取得時、又は更新時等において総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 3 賛助会員は、総会において定める賛助会費を毎年納入しなければならない。
 - 4 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条1項の経費支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求をすることができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、その総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもつ

て行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全てが書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び総会において選定された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 13名以上17名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法91条第1項第

2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監

事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 会議の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故がある時は、理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

ただし一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第9

1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した監事が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人法及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は官報による。

第10章 事務局の設置

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長と事務局職員を置く。

3 事務局職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

規則等の制定

(規則)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の業務を執行するために必要な事項は、規則等として理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は山下裕久とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。